

# 平成 28 年度における静岡県発注建設工事 の前金払の特例に係る取扱いのお知らせ

平成 28 年 8 月

このたび、国において、平成 28 年度に発注する建設工事の前金払に係る時限的な特例措置の取扱いが示されました。これに伴い、静岡県が発注する建設工事につきましても、以下のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

## 1 契約約款の改正について

### (1) 改正の内容

静岡県建設工事執行規則の一部を改正するとともに、静岡県建設工事請負契約約款についても、以下のとおり改正します。

静岡県建設工事請負契約約款第 36 条の後段に、次のとおりただし書きを加えます。

ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 29 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び第 34 条第 2 項に規定する前払金を除き、現場管理費及び一般管理費等のうち、この工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

### (2) 適用年月日

平成 28 年 8 月 5 日以降、新たに請負契約を締結するものから適用します。

## 2 平成 28 年度における建設工事の前金払い特例に係る取扱いについて

### (1) 対象となる前払金

平成 28 年 4 月 1 日以降新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 29 年 3 月 31 日までに払出しが行われたものが対象となります。

※中間前払金は対象外となります。

### (2) 用途の範囲及び上限

前払金の用途のうち、「労働者災害補償保険料及び保証料」を「現場管理費及び一般管理費等の施工に要する費用」に拡大し、前払金額の 25% を上限としてこれらの支払いに充当することができます。

### (3) 既に契約を締結している工事の取扱いについて

既に契約締結済みの工事の前払金について、このたびの特例措置の適用を受けるためには、当該契約を変更することが必要となりますので、該当の発注機関に御相談ください。